

## 令和5年度 豊田市からの地方分権改革に関する提案の概要

No	提案事項	提案概要・支障事例等	制度の所管・ 関係府省庁	担当所属
1	間伐に係る伐採届の提出が不要となる要件の見直し	<p>伐採及び伐採後の造林の届出書（以下「伐採届」という。）の提出が不要となる場合を規定する森林法第10条の8第1項各号又は森林法施行規則第14条各号に「森林所有者等が市町村の補助を受けて間伐する場合」及び「市町村の事業により間伐する場合」を追加し、これらの場合には伐採届の提出を不要とすることを求める。</p> <p>&lt;支障事例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>伐採届の提出は、過剰な伐採を防ぐ森林保全の観点によるものであるが、伐採届の作成、提出及び受付等の処理が森林所有者等及び地方公共団体にとって大きな事務負担となっている。</li> <li>当市では、市の補助を受けて森林所有者等が間伐する場合、森林所有者等は間伐を開始する前90日から30日までの間に伐採届を提出するが、それとは別に市は補助金の交付申請を受け、交付を決定している。</li> <li>補助金交付申請書に添付される事業計画書において、伐採届の記載事項である森林所有者の氏名、森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採齢、樹種、伐採率が記載されることから、市としては改めて伐採届を提出させて確認する事項はなく、森林所有者等に伐採届を提出させる必要性はない。</li> <li>また、市の事業により間伐する場合であっても伐採届の提出が必要となっているが、伐採届の提出先である市長が事業主体でもあることから、当該間伐について市の森林整備計画への適合性を伐採届によって確認する必要はなく、伐採届を提出させる必要性はない。</li> <li>さらに、市の補助を受けて森林所有者等が間伐する場合及び市の事業により間伐する場合においては、事業完了検査を実施し、報告する必要があるため、伐採届による監視よりも監視体制が強化されていると認識している。</li> </ul>	農林水産省	産業部 森林課

2	施設管理上必要最小限の危険木又は支障木を伐採する場合に伐採届の提出を不要とする見直し	<p>伐採及び伐採後の造林の届出書（以下「伐採届」という。）の提出が不要となる場合を規定する森林法第 10 条の 8 第 1 項各号又は森林法施行規則第 14 条各号に「施設管理上、必要最小限の危険木又は支障木を伐採する場合」を追加し、この場合には伐採届の提出を不要とすることを求める。</p> <p>&lt;支障事例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行制度では、施設や宅地に隣接する裏山の危険木や支障木を伐採する必要がある場合、必要最小限の伐採であっても伐採届の提出を要するため、施設管理者や山林所有者は迅速に対応できないという支障や提出された伐採届の処理に事務負担が生じている。</li> <li>・ また、伐採届の提出を要していることで、施設管理者や山林所有者が迅速に対応できないことから、倒木による施設や宅地の損傷、市民が怪我を負うなどの危険性がある。</li> <li>・ 他方で、こうした伐採は伐採面積が僅少であるため、森林保全に影響を与えるものではなく、森林簿や森林計画図に反映するといった活用もされない状態にある。</li> <li>・ なお、自然公園法では、自然公園の保全に影響を与えないような施設管理上の伐採は許可及び届出が不要とされている（自然公園法第 20 条第 9 項第 5 号並びに同法施行規則第 12 条第 11 号及び第 14 号）。</li> </ul>	農林水産省	産業部 森林課
3	医療機能情報提供制度に基づく変更報告及び開設者としての変更手続の簡素化	<p>医療法及び薬機法上の変更届出対象事項につき、医療機能情報提供制度に基づく報告を行った場合には、その報告を開設者としての変更届出に代えることとするなど、報告に係る手続きを簡素化すること。併せて、保険医療機関及び保険薬局による届出事項変更届も同様に、医療機能情報提供制度に基づく報告を行った場合には、その報告を開設者としての変更届出に代えることとするとともに、添付書類を省略すること。さらに、医療情報ネット上の情報を国民側がオープンデータとして活用できるようにすること。</p> <p>&lt;支障事例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 届出事項の一部について変更をする場合、法に基づく報告及び施行令等に基づく届出の 2 件の手続きが必要であり、事業者及び地方公共団体の負担となっている。</li> </ul>	厚生労働省	保健部 総務課

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・また、一方の報告あるいは届出について失念されていることもあることから、国民が医療情報ネット上で最新の情報を閲覧できていない場合もある。</li> <li>・また、保険医療機関及び保険薬局による届出事項変更届の添付書類として、保健所の受付印のある変更届の写しが必要となっており、電子申請が進まないような状況となっている。</li> <li>・医療機能情報については国民が閲覧できるが、オープンデータとして活用できない状態となっているため、各自治体でオープンデータを作成したり、事業者からの求めに応じて情報提供をしている。</li> </ul>		
4	<p>身体障害者福祉法第 15 条に基づく医師の指定に係る地方社会福祉審議会への意見聴取の義務付けの廃止</p>	<p>身体障害者福祉法第 15 条第 2 項において、都道府県知事が医師を定める際には社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下、「地方社会福祉審議会」という。）の意見を聴かなければならないとあるが、この義務付けを廃止することを求める。</p> <p>&lt;支障事例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳の交付申請に当たって添付することとされている診断書及び意見書を作成する医師を都道府県知事が指定する際には、地方社会福祉審議会の意見を聴かなければならないが、日程調整等、審議会開催の事務負担が大きい。</li> <li>・また、医師の指定には申請から 2～3 か月程度の期間を要しているが、医師の異動等によって医療機関に指定医師が不在になった際に、新たな医師の指定申請をしてから認定されるまでの間は、診断書等を作成できる指定医師が当該医療機関に一時的にいなくなってしまう、他院で作成してもらう必要があるなど、市民にとっても不利益となる状況が発生している。</li> <li>・地方社会福祉審議会への意見聴取は指定医師の専門性を確保することが目的と考えられるが、医師の指定に当たっては、医師免許証や履歴書等から、障がいに関する診療科での経験年数等の形式的な要件の審査を行っているケースがほとんどであり、実際に専門的な知識が必要になるケースはほとんどない。</li> </ul>	厚生労働省	福祉部 障がい福祉課